

## ◎厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 1. 入院基本料について

#### ●精神病棟入院基本料(2病棟)

当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に5人以上の看護補助者を配置しています。

[・2病棟 時間帯ごとの配置人数](#)

#### ●精神療養病棟入院料(3病棟)

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に6人以上の看護補助者を配置しています。

[・3病棟 時間帯ごとの配置人数](#)

#### ●精神科急性期治療病棟入院料(4病棟)

当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に5人以上の看護補助者を配置しています。

[・4病棟 時間帯ごとの配置人数](#)

※時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

### 2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師、看護師等が共同して入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

### 3. 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

#### 【入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)】

一般(70歳未満)	70歳以上	標準負担額(1食あたり)	
一般所得者(下記以外)	一般所得者(下記以外)	510円 (260円 ※)	
低所得者(住民税非課税)	低所得Ⅱ	90日目までの入院	240円
		91日目以降の入院 (長期該当者)	190円
該当なし	低所得Ⅰ	110円	

※精神病床に1年超入院する患者等:2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して、精神病床に入院している患者

### 4. 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行

われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口はその旨をお申し出ください。

#### 5. 保険外負担に関する事項について

当院では個室使用料、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

[・特別療養環境室の提供](#)

[・保険外負担に関する料金](#)

#### 6. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般名な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。また、令和6年10月より長期収載品（後発品のある先発品）を患者さんの希望で使用する場合は、選定療養費として患者さんの自己負担が発生します。詳しくは厚生労働省のホームページをご参照ください。

厚生労働省のホームページ [https://WWW.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://WWW.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

#### 7. 後発医薬品使用体制加算について

当院では、厚生労働省の方針のもと後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しています。なお、状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたってご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談下さい。

#### 8. 医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DXについて、以下の取り組みを実施している保険医療機関です。

医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

#### 9. 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、当院を受診された患者さんに対して、他医療機関等での受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得・活用し、診療を行っています。